

岡崎市議会議案

令和4年3月定例会

令和4年3月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	令和3年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	7
1	特定事業の契約について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）	13
2	包括外部監査契約について	15
3	物品の貸付けについて（CATV施設）	17
4	市道路線の廃止について	19
5	工事請負の契約について（岡崎市立緑丘小学校校舎増築工事）	21
6	岡崎市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について	23
7	岡崎市手数料条例の一部改正について	25
8	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	29
9	岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	31
10	岡崎市職員定数条例の一部改正について	33
11	岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	35
12	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	39
13	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について	41
14	岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	43
15	岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について	45
16	岡崎市男女共同参画推進条例の一部改正について	49
17	岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例の制定について	53
18	岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について	57

19	岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について	59
20	岡崎市こども自然遊びの森条例の一部改正について	61
21	岡崎市ホテル学校条例の一部改正について	63
22	岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	65
23	岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の制定について	73
24	令和3年度岡崎市一般会計補正予算（第11号）	81
25	令和3年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	99
26	令和3年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	107
27	令和3年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	113
28	令和3年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	117
29	令和3年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）	121
30	令和3年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	125
31	令和3年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）	129
32	令和3年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	133
33	令和3年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）	135
34	令和3年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	137
35	令和4年度岡崎市一般会計予算	139
36	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	153
37	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算	157
38	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	161
39	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	167

40	令和4年度岡崎市介護保険特別会計予算	171
41	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	175
42	令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	179
43	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	183
44	令和4年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算	187
45	令和4年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	191
46	令和4年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	195
47	令和4年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	199
48	令和4年度岡崎市病院事業会計予算	203
49	令和4年度岡崎市水道事業会計予算	207
50	令和4年度岡崎市下水道事業会計予算	211

令和4年承認第1号

令和3年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第4号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年1月12日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（専決第4号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,546,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	33,150,883	1,863	33,152,746
	2 国庫補助金	15,396,112	1,863	15,397,975
	歳入合計	140,544,423	1,863	140,546,286

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,098,525	1,863	11,100,388
	1 総務管理費	7,726,167	1,863	7,728,030
	歳出合計	140,544,423	1,863	140,546,286

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
個人番号カード利用環境 設定支援に要する経費	令和4年度	<div style="text-align: right;"> 千円 20,198 </div>

特定事業の契約について

次のとおり、特定事業の契約を締結するものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎市阿知和地区工業団地造成事業
- 2 事業期間終了日
令和11年3月31日
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
12,829,300,000円（物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）
- 5 契約の相手方
名古屋市中区新栄町二丁目14番地
鹿島・オリコン・竹中土木・朝日阿知和工業団地特定事業共同企業体

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 契約金額
11,561,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市千種区丸山町一丁目42番地の2
公認会計士 香 田 浩 一

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

物品の貸付けについて

次のとおり、物品を貸し付けるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 貸付目的
情報格差是正及び地域情報化推進のため
- 2 貸付物品
C A T V伝送路一式及び放送機器一式
- 3 貸付金額
 - (1) 令和4年度 年額41,860,000円
 - (2) 令和5年度 年額48,220,000円
 - (3) 令和6年度 年額54,580,000円
 - (4) 令和7年度 年額60,940,000円
 - (5) 令和8年度から令和10年度まで 年額67,300,000円
 - (6) 令和11年度から令和13年度まで 年額48,800,000円
- 4 貸付期間
 - (1) 額田地域（F T T H設備）
令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
 - (2) 大平、東部、六ツ美地域（H F C設備）
令和4年4月1日から令和6年9月30日まで
 - (3) 岩津、矢作地域（H F C設備）
令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
 - (4) 大平、東部、六ツ美地域（F T T H設備）
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 5 契約の相手方
岡崎市藪田一丁目1番地5
ミクスネットワーク株式会社

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により必要があるによる。

令和4年第4号議案

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路線名	起 点
		終 点
5 6 2 9	大樹寺住宅線	岡崎市大樹寺二丁目
		岡崎市大樹寺二丁目

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎市立緑丘小学校校舎増築工事
- 2 工事概要
鉄骨造2階建て 延べ612.40平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
240,900,000円
- 5 完成期限
令和5年3月17日
- 6 契約の相手方
岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸ヨ・大黒屋特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

岡崎市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67条)第241条の規定に基づき、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(第5条において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に要する経費に充てるため、当該事業の実施のために受け入れた法人からの寄附金を積み立てる企業版ふるさと納税地方創生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度、予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に受け入れるものとする。

(基金の一部の処分)

第5条 市長は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、企業版ふるさと納税による企業からの寄附金を適正に管理し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる資金を積み立てるため、基金を設置する必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1(13)項及び(14)項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、同表(16)項及び(17)項を削り、同表(15)項中「又は第4項」を「若しくは第4項又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項」に改め、同項を同表(17)項とし、同項の次に次のように加える。

(17) の 2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき200円
----------------	--	------------------	-----------

別表第1(14)項の次に次のように加える。

(15)	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写しの交付	除票の写し交付手数料	1通につき200円
(16)	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1通につき200円

別表第1(83)項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表(84)項中「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改める。

別表第2(4)項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、同表(5)項中「、第63条第3項第6号又は

第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1⁽⁸³⁾項及び⁽⁸⁴⁾項の改正規定並びに別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、同法に規定された除票の写し等の交付に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1岡崎市自転車ネットワーク検討協議会の項を削り、同表岡崎市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

岡崎市防犯活動行動計画策定委員会	岡崎市防犯活動行動計画の策定に関する審議	10人	学識経験を有する者 防犯活動団体の推薦する者	委嘱又は任命をされた日から計画の策定が完了する日まで
------------------	----------------------	-----	---------------------------	----------------------------

別表第1岡崎市文化振興推進計画策定委員会の項、岡崎市スポーツ推進計画策定委員会の項及び岡崎市住生活基本計画策定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長の附属機関の新設及び廃止を行う必要があるによる。

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の月額の特例)

第1条 令和4年4月1日から同年9月30日までの間(以下「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第13号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては同条第2号に掲げる額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第2条 特例期間における教育長の給料の月額は、岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年岡崎市条例第8号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例)

第3条 特例期間における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例(平成31年岡崎市条例第6号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給料の月額の特例)

第4条 特例期間における常勤の監査委員の給料の月額は、岡崎市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年岡崎市条例第4号)第3条の規定にかかわら

ず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

(理由)

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、市長等の給料の支給について所要の調整をする必要があるによる。

令和4年第10号議案

岡崎市職員定数条例の一部改正について

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市職員定数条例（昭和24年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「395人」を「398人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、地域消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「、100分の100」に、「100分の62.5」を「、100分の57.5」に改める。

(岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の岡崎

市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡崎市条例第5号）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第20条第2項に規定する特定管理職員（以下「特定管理職員」という。） 107.5分の15
 - ウ 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定管理職員 62.5分の10
- 3 令和3年12月に期末手当を支給された者で、任用の事情を考慮して市長の定めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定

める。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する必要があるによる。

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年岡崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日(当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

第11条第2項中「前項第9号」を「前項第5号の2及び第9号」に改め、同条第3項中「第1項第9号」を「第1項第5号の2及び第9号」に改める。

(岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則(第29条)」を 「第5章 措置等(第29条・第30条)
第6章 雑則(第31条)」

に改める。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第25条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第29条を第31条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 措置等

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第29条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第30条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員及び民間労働者との均衡を図るため、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関する所要の規定を整備する必要があるによる。

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年岡崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740,000円」を「736,000円」に改め、同条第2号中「672,000円」を「668,000円」に改め、同条第3号中「617,000円」を「614,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(岡崎市長等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市長等の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,122,000円」を「1,116,000円」に改め、同条第2号中「942,000円」を「937,000円」に改める。

(岡崎市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年岡崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「659,000円」を「655,000円」に改める。

(岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年岡崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「746,000円」を「742,000円」に改める。

(岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第5条 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例（平成31年岡崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「746,000円」を「742,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例第6条第2項の改正規定に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（理由）

この条例案を提出したのは、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議員報酬の額及び市長等の給料の額を改定し、及び国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改める必要があるによる。

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「69,700円」を「71,200円」に、「41,800円」を「45,300円」に、「45,500円」を「50,000円」に、「42,200円」を「44,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、他の中核市の報酬額との均衡を図るため、特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を見直す必要があるによる。

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」に、「職員の派遣」を「職員の派遣等」に改める。

第3条第2号中「状況」を「状況等」に改める。

第6条中「昭和26年岡崎市条例第14号」の次に「。第15条において「給与条例」という。」を加える。

第8条第2項中「第7条第4項の規定」を「第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用について」に、「については、適用しない」を「は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす」に改める。

第10条中「状況」を「状況等」に改め、同条の次に次の9条を加える。

（特定法人等）

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、株式会社もりまちとする。

2 第2条第2項の規定は、法第10条第1項に規定する条例で定める職員について準用する。

（退職派遣者を採用する場合）

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合
- (2) 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないとき。
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
 - ウ 退職派遣者が心身の故障のため、特定法人の業務への従事に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
 - エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合
(退職派遣者を採用しない場合)

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職していたものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（退職派遣者に係る取決め）

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況等の連絡に関する事項
(採用された職員に関する給与条例の特例)

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）として採用された場合における給与条例第14条第2項及び第24条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により採用された後退職した場合における退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第18条 職員のうち、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人(退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該特定法人の役職員となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人の役職員としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下この条において同じ。)の役職員となるため退職をし、かつ、引き続き特定法人の役職員として在職した後引き続き法第10条第1項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人の役職員としての在職期間の計算については、退職手当条例第7条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用する。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定法人の役職員となった場合においては、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する状況の報告)

第19条 任命権者は、市長が定めるところにより退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(岡崎市職員定数条例の一部改正)

2 岡崎市職員定数条例(昭和24年岡崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」

を「岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

（岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 3 岡崎市職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」を「岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

（岡崎市職員救慰金条例の一部改正）

- 4 岡崎市職員救慰金条例（昭和37年岡崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」を「岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に、「第2条第1項の規定により派遣している職員の」を「第4条第1号に規定する派遣職員が同条例第3条第1号に規定する派遣先団体において従事する業務及び同条例第12条第1号に規定する退職派遣者（以下この条において「退職派遣者」という。）が同条例第11条第1項に規定する特定法人において従事する」に、「除く」を「除き、退職派遣者を含む」に改める。

（理由）

この条例案を提出したのは、職員を派遣することができる特定法人として株式会社もりまちを加える等の必要があるによる。

岡崎市男女共同参画推進条例の一部改正について

岡崎市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

岡崎市男女共同参画推進条例（平成17年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例

目次中「岡崎市男女共同参画推進審議会」を「岡崎市男女共同参画推進及び多様な性の尊重に関する審議会」に改める。

前文のうち第2項中「なっている」の次に「。また、性別等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、多様な性の尊重に向け一層の取組が必要とされている」を加え、第3項中「男女が対等なパートナー」を「全ての人が社会の対等な構成員」に改め、第4項中「男女が」を「全ての人が」に、「性別」を「性別等」に、「発揮することができる男女共同参画社会」を「発揮できる、誰一人取り残さない、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会」に改める。

第1条中「の推進について」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関し」に、「男女共同参画社会」を「男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会」に改める。

第2条第3号中「性的な言動により」を「性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向、性自認若しくは性別表現（服装、仕草、言葉遣い等で表現する性別をいう。第5号及び次条第5号において同じ。）に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）により」に改め、同条第4号中「又は」を「、」に改め、「相手」

の次に「又はパートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係をいう。第8号において同じ。）にある者の一方からみた他の一方」を加え、同条に次の4号を加える。

- (5) 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性別表現をいう。
- (6) 性的指向 いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。
- (7) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (8) パートナーシップ・ファミリーシップ パートナーシップ又はファミリーシップ（パートナーシップにある者が、そのパートナーの実子又は養子と継続的な共同生活を行っている関係をいう。）をいう。

第3条中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現するための取組」に改め、同条第1号中「男女」を「全ての人」に、「性別」を「性別等」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「男女」を「全ての人」に改め、同条第5号中「男女共同参画社会」を「男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 全ての人が、性的指向、性自認及び性別表現に起因する人権侵害を受けないこと。
- (6) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が保障されること。

第4条第1項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改め、同条第2項中「男女共同参画推進」を「男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改め、同条第3項及び第4項中「推進しなければ」を「推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に努めなければ」に改める。

第5条第1項中「は、男女共同参画」の次に「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」を加え、「推進するよう」を「推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に」に改め、同条第2項「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

第6条中「男女共同参画の」を「第3条に規定する」に改め、「基本理念」の次に「(第8条第1項及び第16条第1項第1号において「基本理念」という。)」を加える。

第7条第1項中「男女」を「全ての人」に改め、同条第2項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

第8条第1項中「男女共同参画の」を削り、同条第3項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

第9条の見出し中「性別による権利侵害」を「性別等による人権侵害」に改め、

同条第1項中「性別」を「性別等」に改め、「差別的取扱い」の次に「その他の性別等に起因する人権侵害」を加え、同条第2項中「セクシュアル・ハラスメント」の次に「又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する人権侵害」を加え、同条第4項中「行っては」を「行わないよう十分に配慮しなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対して強制し、又は禁止してはならない。

6 何人も、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。

第10条第1項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改め、同条第2項中「岡崎市男女共同参画推進審議会」を「第17条第1項に規定する審議会」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

第10条の2 次項に規定する受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、市長にパートナーシップ・ファミリーシップに係る届出をすることができる。

2 市長は、前項の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書類（第4項において「受理証明書」という。）を交付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップに係る制度に関し必要な事項は、規則で定める。

4 事業者は、その社会活動の中で受理証明書に係るパートナーシップ・ファミリーシップを最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第12条中「推進するため」を「推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現するため」に改める。

第13条中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

第14条中「男女共同参画」の次に「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」を加える。

第15条第1項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

第16条の見出しを「(相談等)」に改め、同条第1項中「掲げる男女共同参画」の次に「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」を加え、同項第1号中「男女共同参画」を「基本理念」に改め、同項第2号中「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進」を「男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関し、市が実施する施策又は市」に改める。

「第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会」を「第3章 岡崎市男女共同参

画推進及び多様な性の尊重に関する審議会」に改める。

第17条第1項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に、「岡崎市男女共同参画推進審議会」を「岡崎市男女共同参画推進及び多様な性の尊重に関する審議会」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「の推進」を「を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(岡崎市市営住宅条例の一部改正)

2 岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次に掲げる者を含む。以下同じ。）があること。

ア 婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例（平成17年岡崎市条例第5号）第2条第8号に規定するパートナーシップ・ファミリーシップにある者（同条例第10条の2第2項に規定する受理証明書の交付を受けた者に限る。）

(理由)

この条例案を提出したのは、性別等にかかわらず多様な主体が協働し、活躍できる社会づくりに向けて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を含めた対応を行うとともに、市営住宅の入居者の資格を広げる必要があるによる。

岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例の制定について

岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、ろう学校においても口の形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や平成23年に一部改正された障害者基本法において、手話が言語であると明記されたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、手話が言語であることの理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を進めていく必要がある。

ここに、手話が言語であるとの認識の下に手話に対する理解を広げることにより、ろう者であるかどうかにかかわらず、手話を使って心と心でつながり、互いに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話言語に対する理解の促進等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語に

対する理解の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障がい者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語に対する理解の促進等は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が独自の体系を有する文化的所産であるとの認識の下に行われること。
- (3) ろう者が、手話により意思疎通を図る権利を有することを前提とし、その権利が守られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解の促進等について必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、手話言語に対する理解の促進等のため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることの啓発に関する施策
- (2) 手話を学び、又は獲得する機会の提供に関する施策
- (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (4) 手話通訳者その他の手話による意思疎通を支援する者の養成、派遣及び配置に関する施策
- (5) 災害時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(意見の聴取)

第8条 市は、手話言語に対する理解の促進等に関する施策の推進に当たって、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(財政措置)

第9条 市は、手話言語に対する理解の促進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現するため、手話が言語であることの理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念等を定める必要があるによる。

岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども医療費助成条例（昭和47年岡崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特定対象者」を「特定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「特定子ども」とは、子どものうち18歳の者をいう。

第2条第4項、第3条第2項並びに第5条第1項及び第2項中「特定対象者」を「特定子ども」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において特定対象者である者及び民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第3条第2項の規定により婚姻をした者については、この条例による改正後の岡崎市子ども医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、成年年齢が18歳に引き下げられること等に伴い、関係する規定を整理する必要があるによる。

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成27年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (7) 保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）をいう。

第3条第4項中「市長に」の次に「納付し」を加え、「納付する」を「支払う」に改める。

第5条第1項中「を市長に支払わなければならない」を「のうち市立こども園に係るもの及び保育所に係るものについては市長に納付し、それら以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者を支払うものとする」に改め、同条第2項中「延長保育料」を「市立こども園及び保育所に係る延長保育料」に改め、同条第3項中「場合の」の次に「市立こども園及び保育所に係る」を加える。

第6条第1項中「を市長に支払わなければならない」を「のうち市立こども園に係るもの及び保育所に係るものについては市長に納付し、それら以外のものについては直接それぞれ利用する一時預かり保育を行う事業者を支払うものとする」に改め、同条第2項中「一時預かり保育料」を「市立こども園及び保育所に係る一時預かり保育料」に改める。

第7条第1項中「支払わなければ」を「納付しなければ」に改める。

第8条第1項中「又は延長保育料の額」を削り、同条第2項中「一時預かり保育料」を「市立こども園及び保育所に係る一時預かり保育料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、市立こども園及び保育所に係る延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。

第9条第1項中「及び」を「並びに市立こども園及び保育所に係る」に改め、同条第2項中「一時預かり保育料及び」を「市立こども園及び保育所に係る一時預かり保育料並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等に伴い、延長保育料及び一時預かり保育料の支払先等の所要の規定を整理等する必要があるによる。

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部改正について

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部を改正する条例

岡崎市こども自然遊びの森条例（平成22年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市わんパーク条例

第1条中「基づき」の次に「、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るとともに」を加え、「以下「自然遊び」を「第4条第2号において「自然遊び」に改め、「環境教育の推進を図る」を削り、「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改める。

第2条第1項中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改め、同条第2項を削る。

第3条中「こども自然遊びの森の」を「わんパークの」に改め、同条の表中「岡崎市こども自然遊びの森」を「岡崎市わんパーク」に改める。

第4条中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 地域の振興及び活性化並びに地域内の経済循環の拡大を図るための事業

第4条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、「もののほか、」の次に「地域の振興及び活性化並びに」を加え、同号を同条第3号とする。

第5条中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、キャンプの場合の利用時間（宿泊の場合に限

る。)は、午後5時から翌日の午前9時までとする。

第6条及び第7条中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改める。

第8条第1項中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改め、同条第2項中「による」の次に「屋外施設の一部を独占した」を加え、「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改める。

第9条中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改める。

第10条第1項中「こども自然遊びの森の」を「わんパークの」に、「こども自然遊びの森使用料」を「わんパーク使用料」に改める。

第11条、第14条、第15条及び第16条中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改める。

第17条第1項及び第2項中「こども自然遊びの森」を「わんパーク」に改め、同条第3項中「こども自然遊びの森使用料」を「わんパーク使用料」に、「こども自然遊びの森の」を「わんパークの」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、広く市民及び企業による施設利用に供することにより、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図ることを新たな目的として加えることに伴い、こども自然遊びの森の名称及び事業内容を見直す必要があるによる。

岡崎市ホテル学校条例の一部改正について

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例

岡崎市ホテル学校条例（平成23年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るとともに」を加える。

第4条第5号中「もののほか、」の次に「地域の振興及び活性化並びに」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域の振興及び活性化並びに地域内の経済循環の拡大を図るための事業
第5条に次の1項を加える。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、キャンプの場合の利用時間（宿泊の場合に限る。）は、午後5時から翌日の午前9時までとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、広く市民及び企業による施設利用に供することにより、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図ることを新たな目的として加えることに伴い、ホテル学校の事業内容を見直す必要があるによる。

令和4年第22号議案

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(岡崎市道路の占用に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市道路の占用に関する条例(昭和29年岡崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

区分		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	950
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		850
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類		5

	路上に設ける変圧器			1個につき1年	830
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱				720
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				510
	外径が1メートル以上のもの				1,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象と	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5
			その他の		17

	して設置する導線その他の線類	もの		
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850
		地下に設けるもの		510
	その他のもの			1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,200
地下に設ける通路			710	
その他のもの			1,700	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	24
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1箇月	240
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令第7条第1号に掲げる物件」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月	240
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
	標識		1本につき1年	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	24
		その他のもの	1本につき1箇月	240
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	24
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	2,400
その他のもの		1,200		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1箇月	240
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				170
政令第	トンネルの上又は高架の		占用面積1平方メート	近傍類似の

7 条第 8 号に掲げる施設 (同号に規定する特定連絡路附属地に設けるものを除く。)	道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		ルにつき 1 年	土地の時価に 0.014 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に 0.023 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		近傍類似の土地の時価に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		近傍類似の土地の時価に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		近傍類似の土地の時価に 0.01 を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の土地の時価に 0.033 を乗じて得た額
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		近傍類似の土地の時価に 0.014 を乗じて得た額	
	その他のもの		近傍類似の土地の時価	

		に0.01を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額

(岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年岡崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2柱類又は塔類の敷地用の項及び排水管又はこれに類する物件用の項を次のように改める。

柱類又は塔類の敷地用	第1種電柱	1本につき1年	950円
	第2種電柱		1,500円
	第3種電柱		2,000円
	第1種電話柱		850円
	第2種電話柱		1,400円
	第3種電話柱		1,900円
	その他の柱類		85円
	塔類	占用面積1平方メ	185円

		メートルにつき1年	
排水管又はこれに類する物件用	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき1年	36円
	外径0.07メートル以上 外径0.1メートル未満		51円
	外径0.1メートル以上 外径0.15メートル未満		77円
	外径0.15メートル以上 外径0.2メートル未満		100円
	外径0.2メートル以上 外径0.3メートル未満		150円
	外径0.3メートル以上 外径0.4メートル未満		200円
	外径0.4メートル以上 外径0.7メートル未満		360円
	外径0.7メートル以上 外径1メートル未満		510円
	外径1メートル以上		1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡崎市道路の占用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に道路の占用の許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例別表第2の規定は、施行日以後に準用河川について河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条の規定による許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、県の占用料の額の改定に準じ、占用料の額を改定

する必要があるによる。

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の制定について

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、市費負担教員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市費負担教員」とは、市立の小学校及び中学校の教諭及び講師で常時勤務のもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）をいう。

(給料)

第3条 市費負担教員には、別表第1に定める給料表（次項及び第3項において「給料表」という。）を適用する。

2 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

3 新たに給料表の適用を受ける市費負担教員となった者の号給は、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 市費負担教員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決定する。

(給料の調整額)

第4条 次に掲げる市費負担教員に対しては、その特殊性に基づき、教育委員会

規則の定めるところにより給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(1) 特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級をいう。）を担任する市費負担教員

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める市費負担教員

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（特殊勤務手当）

第5条 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会規則で定めるものに従事した市費負担教員には、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

2 教員特殊業務手当の額は、日額16,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

（義務教育等教員特別手当）

第6条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の額は、職務の級及び号給の別に応じて月額8,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

3 前2項に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教職調整額の支給等）

第7条 市費負担教員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

3 市費負担教員の給与に関し、岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号。第9条において「給与条例」という。）第1条の2第2項に規定する地域手当、期末手当、勤勉手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合にあっては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 市費負担教員の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合にあっては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

（正規の勤務時間を超える勤務等）

第8条 市費負担教員については、正規の勤務時間（岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下この項に

において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務」という。)は、命じないものとする。

(1) 勤務時間条例第5条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

(2) 勤務時間条例第6条第1項の規定により指定された代休日

2 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)第2号に規定する業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(給与条例の適用除外)

第9条 市費負担教員には、給与条例第7条の2、第15条及び第16条第2項の規定は、適用しない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 岡崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条中「並びに」を「、」に改め、「第3項」の次に「並びに岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例(令和4年岡崎市条例第 号)第3条第3項及び第4項」を加える。

別表第1(給料表)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	163,800	180,000
2	165,400	182,200
3	166,900	184,300
4	168,400	186,600
5	170,100	188,600

6	172,000	190,900
7	173,900	193,100
8	175,700	195,400
9	177,500	197,600
10	179,600	200,500
11	181,700	203,300
12	183,700	206,000
13	185,700	208,900
14	187,900	210,600
15	190,200	212,300
16	192,400	214,000
17	194,700	215,900
18	197,300	217,500
19	199,900	219,200
20	202,400	220,900
21	205,000	222,700
22	206,700	224,700
23	208,500	226,600
24	210,200	228,600
25	211,800	230,100
26	213,200	232,100
27	214,800	234,200
28	216,400	236,200
29	218,100	238,100
30	219,900	240,800
31	221,600	243,600
32	223,300	246,400
33	224,700	249,000
34	226,400	251,900
35	228,100	254,600
36	229,900	257,300
37	231,300	259,900
38	233,100	262,300
39	234,800	264,900
40	236,500	267,300
41	238,200	269,900

42	239,900	272,400
43	241,600	274,600
44	243,200	276,900
45	244,900	279,000
46	246,500	281,300
47	247,800	283,500
48	249,200	285,500
49	250,500	287,800
50	251,900	289,800
51	253,300	291,700
52	254,600	293,800
53	255,700	295,500
54	257,100	297,900
55	258,400	300,200
56	259,400	302,800
57	260,600	304,800
58	261,800	307,300
59	263,000	309,600
60	264,200	312,200
61	265,600	314,600
62	266,400	317,000
63	267,700	319,400
64	268,600	321,600
65	269,600	323,900
66	271,100	325,900
67	272,200	328,000
68	273,500	330,000
69	275,100	332,000
70	276,700	334,100
71	278,000	336,300
72	279,400	338,300
73	280,500	340,500
74	281,500	342,600
75	282,700	344,900
76	283,800	347,100
77	285,000	348,900

78	286,100	350,800
79	287,300	352,600
80	288,600	354,400
81	289,800	356,200
82	290,700	358,100
83	291,900	359,500
84	293,200	361,400
85	294,100	362,600
86	295,000	364,200
87	295,700	365,800
88	296,800	367,300
89	297,800	368,600
90	298,700	370,000
91	299,600	371,400
92	300,400	372,800
93	300,700	374,400
94	301,500	375,700
95	302,200	377,000
96	303,000	378,300
97	303,800	379,300
98	304,600	380,300
99	305,500	381,300
100	306,200	382,400
101	307,100	383,300
102	307,600	384,300
103	308,100	385,300
104	308,600	386,400
105	308,800	387,200
106	309,200	388,100
107	309,600	389,000
108	309,800	390,000
109	310,000	390,900
110	310,200	391,900
111	310,500	392,900
112	310,800	393,900

113	311,000	394,500
114	311,200	395,500
115	311,400	396,400
116	311,700	397,300
117	312,000	398,100
118	312,300	398,800
119	312,600	399,700
120	312,900	400,500
121	313,100	401,100
122	313,300	401,900
123	313,500	402,600
124	313,900	403,400
125	314,200	404,000
126		404,700
127		405,200
128		405,800
129		406,500
130		407,100
131		407,700
132		408,200
133		408,500
134		408,800
135		409,100
136		409,400
137		409,700
138		410,000
139		410,300
140		410,600
141		410,900
142		411,200
143		411,500
144		411,900
145		412,100
146		412,400
147		412,700
148		412,900

149		413,100
150		413,400
151		413,700
152		413,900
153		414,100
154		414,400
155		414,700
156		414,900
157		415,100
158		415,400
159		415,700
160		415,900
161		416,200
162		416,500
163		416,800
164		417,000
165		417,200

別表第2（等級別基準職務表）

等級	基準となる職務
1級	講師の職務
2級	教諭の職務

（理由）

この条例案を提出したのは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により県教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準よりも少人数での学級編制を実施するため、市が任用する教員の給与その他の勤務条件について特例を定める必要があるによる。

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,785,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,332,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	65,249,529	2,677,479	67,927,008
	1 市民税	26,301,698	2,680,000	28,981,698
	2 固定資産税	27,673,166	△55,000	27,618,166
	3 軽自動車税	939,338	△2,000	937,338
	4 市たばこ税	2,126,338	70,000	2,196,338
	7 事業所税	2,977,663	△5,521	2,972,142
	8 都市計画税	5,230,371	△10,000	5,220,371
4	配当割交付金	352,000	50,000	402,000
	1 配当割交付金	352,000	50,000	402,000
5	株式等譲渡所得割交付金	265,000	110,000	375,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	265,000	110,000	375,000
6	法人事業税交付金	310,000	400,000	710,000
	1 法人事業税交付金	310,000	400,000	710,000
7	地方消費税交付金	8,297,000	660,000	8,957,000
	1 地方消費税交付金	8,297,000	660,000	8,957,000
11	地方特例交付金	561,237	640,083	1,201,320
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1	640,083	640,084
12	地方交付税	340,260	937,775	1,278,035
	1 地方交付税	340,260	937,775	1,278,035
14	分担金及び負担金	1,053,334	△47,538	1,005,796
	1 負担金	1,053,334	△47,538	1,005,796
15	使用料及び手数料	1,831,752	△18,752	1,813,000
	1 使用料	1,232,308	△18,553	1,213,755

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手数料	千円 599,444	千円 △199	千円 599,245
16	国庫支出金	33,152,746	1,965,326	35,118,072
	1 国庫負担金	17,633,365	△119,042	17,514,323
	2 国庫補助金	15,397,975	2,086,173	17,484,148
	3 委託金	121,406	△1,805	119,601
17	県支出金	9,036,667	△37,461	8,999,206
	1 県負担金	5,447,904	△68,279	5,379,625
	2 県補助金	2,734,305	33,960	2,768,265
	3 委託金	840,012	△3,142	836,870
18	財産収入	963,778	11,705	975,483
	1 財産運用収入	208,604	△23,975	184,629
	2 財産売払収入	755,174	35,680	790,854
19	寄附金	244,626	14,231	258,857
	1 寄附金	244,626	14,231	258,857
20	繰入金	7,143,883	△88,307	7,055,576
	1 特別会計繰入金	162,205	11,693	173,898
	2 基金繰入金	6,981,678	△100,000	6,881,678
21	繰越金	1,435,986	392,407	1,828,393
	1 繰越金	1,435,986	392,407	1,828,393
22	諸収入	4,420,721	△7,088	4,413,633
	5 雑入	3,266,084	△7,088	3,258,996
23	市債	4,525,000	126,000	4,651,000
	1 市債	4,525,000	126,000	4,651,000
	歳入合計	140,546,286	7,785,860	148,332,146

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	664,757	△6,090	658,667
	1 議会費	664,757	△6,090	658,667
2	総務費	11,100,388	5,021,545	16,121,933
	1 総務管理費	7,728,030	5,020,916	12,748,946
	2 総務諸費	1,421,787	△10,474	1,411,313
	3 徴税費	1,012,367	△1,000	1,011,367
	4 戸籍住民基本台帳費	632,522	45,952	678,474
	5 選挙費	171,561	△29,297	142,264
	6 統計調査費	46,611	△4,552	42,059
3	民生費	62,543,347	△820,384	61,722,963
	1 社会福祉費	16,705,315	△55,977	16,649,338
	2 老人福祉費	10,301,984	△58,362	10,243,622
	3 児童福祉費	31,427,354	△703,861	30,723,493
	4 生活保護費	4,108,691	△2,184	4,106,507
4	衛生費	19,005,158	252,143	19,257,301
	1 保健衛生費	9,948,976	305,976	10,254,952
	2 衛生諸費	3,906,211	13,116	3,919,327
	3 環境費	650,066	746	650,812
	4 清掃費	4,499,905	△67,695	4,432,210
5	労働費	167,175	△7,711	159,464
	1 労働諸費	167,175	△7,711	159,464
6	農林業費	1,561,308	△25,534	1,535,774
	1 農業費	527,977	△7,505	520,472
	2 農業基盤整備費	675,395	△12,094	663,301

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 林業費	千円 357,936	千円 △5,935	千円 352,001
7	商工費	3,023,654	2,739	3,026,393
	1 商工費	3,023,654	2,739	3,026,393
8	土木費	17,274,988	2,081,368	19,356,356
	1 土木管理費	1,277,177	4,491	1,281,668
	2 交通安全対策費	291,109	14,159	305,268
	3 道路橋りょう費	2,991,386	474,668	3,466,054
	4 河川費	497,437	△19,112	478,325
	5 都市計画費	5,924,280	722,719	6,646,999
	6 公園緑地費	2,607,340	1,013,295	3,620,635
	7 土地区画整理費	490,358	55,120	545,478
	8 住宅費	3,195,901	△183,972	3,011,929
9	消防費	3,996,580	△26,137	3,970,443
	1 消防費	3,996,580	△26,137	3,970,443
10	教育費	14,187,696	1,327,002	15,514,698
	1 教育総務費	2,926,320	△67,774	2,858,546
	2 小学校費	3,156,402	293,905	3,450,307
	3 中学校費	1,246,832	457,426	1,704,258
	4 学校教育費	3,991,785	187,170	4,178,955
	5 社会教育費	2,290,297	457,028	2,747,325
	6 保健体育費	576,060	△753	575,307
11	災害復旧費	132,695	0	132,695
	2 農林業施設災害復旧費	25,737	0	25,737
12	公債費	6,788,538	△13,081	6,775,457

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	千円 6,788,538	千円 △13,081	千円 6,775,457
	歳出合計	140,546,286	7,785,860	148,332,146

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業 (岡崎小学校南棟)	千円 670,710	令和3年度	千円 31,328
				令和4年度	0
				令和5年度	639,382
		岡崎小学校校舎整備 事業(第2期)	166,833	令和3年度	14,333
				令和4年度	0
				令和5年度	152,500

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総 務 管理費	福社会館 改修事業	千円 876,124	令和2年度	292,754	千円 816,813	令和2年度	292,754
				令和3年度	583,370		令和3年度	524,059
3 民生費	3 児 童 福祉費	豊 富 保 育 園 園舎建替 事業	774,438	令和2年度	163,500	773,137	令和2年度	163,500
				令和3年度	610,938		令和3年度	609,637
8 土木費	5 都 市 計画費	若 松 線 整備事業	3,332,680	令和3年度	29,610	3,332,680	令和3年度	17,226
				令和4年度	190,360		令和4年度	177,460
				令和5年度	602,180		令和5年度	619,130
				令和6年度	321,310		令和6年度	321,360
				令和7年度	1,191,938		令和7年度	1,191,988
				令和8年度	712,932		令和8年度	712,982
				令和9年度	284,350		令和9年度	292,534

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額	
8 土木費	7 土地 区画 整理費	柱町線 整備事業	千円		千円	千円		千円	
			3,491,953	平成28年度	95,185	3,382,573	平成28年度	95,185	
				平成29年度	714,972		平成29年度	714,972	
				平成30年度	533,852		平成30年度	533,852	
				令和元年度	1,432,096		令和元年度	1,432,096	
				令和2年度	279,234		令和2年度	279,234	
				令和3年度	0		令和3年度	0	
		令和4年度	436,614		令和4年度	327,234			
		柱町線 整備事業 (第2期)	1,916,000	令和2年度	186,000	1,916,000	令和2年度	186,000	
			令和3年度	2,420		令和3年度	2,420		
			令和4年度	1,220,580		令和4年度	441,840		
			令和5年度	457,000		令和5年度	1,235,740		
			令和6年度	50,000		令和6年度	50,000		
		8 住宅費	市営住宅 建設事業 (平地荘 C・D・ E工区)	2,169,030	令和2年度	14,900	2,075,421	令和2年度	14,900
				令和3年度	2,154,130		令和3年度	2,060,521	

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	2 小 学 校 費	岡 崎 小 学 校 校 舎 整 備 事 業	千円 826,226	令和 2 年度	千円 71,800	千円 819,562	令和 2 年度	千円 71,800
				令和 3 年度	754,426		令和 3 年度	747,762
	5 社 会 教 育 費	旧 本 宿 村 役 場 復 原 事 業	203,632	令和 2 年度	34,500	195,657	令和 2 年度	34,500
				令和 3 年度	169,132		令和 3 年度	161,157

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 徴税費	市民税賦課システム 運用管理事業	1,006
		固定資産税システム 運用管理事業	697
		収納管理システム 運用管理事業	279
		滞納管理システム 運用管理事業	660
	4 戸籍住民 基本台帳費	戸籍整備事業	1,419
		住民基本台帳整備事業	11,814
3 民生費	1 社会福祉費	福祉総合システム 運用管理事業	1,100
		国民年金システム 運用管理事業	126
	3 児童福祉費	こども発達相談事業	21
		子育て世帯への臨時 特別給付金給付事業	52,153
4 衛生費	1 保健衛生費	がん等検診事業	207
		予防接種事業	207

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	妊産婦・乳幼児 保健指導事業	千 187
6 農林業費	1 農業費	農地転用事業	400
8 土木費	1 土木管理費	宅地耐震化推進事業	9,130
	2 交通安全対策費	交通安全施設 維持管理事業	16,159
	3 道路橋りょう費	道路整備事業	297,770
		道路ストック点検 修繕事業	218,115
		阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	27,900
		道路新設改良事業 (矢作川右岸南北道路)	8,415
		道路新設改良事業 (箱柳岩中線 ほか1路線)	107,800
		道路新設改良事業 (針崎野畑線)	3,990
道路新設改良事業 (大和24号線)	35,200		

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備関連事業	千 2,000
		橋りょう耐震事業	32,700
		橋りょう新設改良事業 (中根2号橋)	26,823
	5 都市計画費	地籍調査事業	5,830
		東岡崎駅周辺地区 整備推進事業	45,980
	6 公園緑地費	東公園動物園 管理運営事業	440
	7 土地区画整理費	(仮)本宿駅西土地区画 整理組合設立準備事業	8,888
		岡崎駅東 土地区画整理事業	32,912
		岡崎駅針崎若松 土地区画整理事業	37,931
	8 住宅費	市営住宅管理システム 運用管理事業	693
9 消防費	1 消防費	消防指令センター 維持管理事業	1,074
		災害対策設備整備事業	5,670

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	千円 66,600
		小学校施設保全事業 (福岡小学校ほか3校)	277,046
	3 中学校費	中学校管理事業	30,600
		中学校施設保全事業 (南中学校ほか2校)	440,539
	4 学校教育費	情報教育推進事業	900
		30人学級実施検討 会議開催事業	604

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋 りょう費	道路新設改良 事業(奥殿 学校線ほか 3路線)	千円 72,380	道路新設改良 事業(奥殿 学校線ほか 3路線)	千円 81,698
9 消防費	1 消防費	消防自動車等 購入事業	5,000	消防自動車等 購入事業	24,016

第4表 地方債補正

一般会計

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東岡崎駅周辺地区整備事業費	千円 12,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
岡崎駅東土地区画整理事業費	9,000			
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	15,000			
小学校校舎改修事業費	137,000			
中学校校舎改修事業費	166,000			
計	339,000			

2 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	305,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
道路整備事業費	498,000			
排水路改修事業費	14,000			
公営住宅整備事業費	1,419,000			
消防施設整備事業費	70,000			
小学校校地改修事業費	51,000			
小学校校舎建設事業費	557,000			
旧本宿村役場整備事業費	92,000			
計	4,525,000			

補	正		後
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 340,000	変更なし	変更なし	変更なし
657,000			
2,000			
1,083,000			
43,000			
47,000			
537,000			
84,000			
4,312,000			

令和3年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,538千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ602,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

農業集落排水事業特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	7,573	△1,326	6,247
	2 負担金	6,121	△1,326	4,795
4	繰入金	260,127	△15,703	244,424
	1 一般会計繰入金	260,127	△15,703	244,424
6	諸収入	3	3,491	3,494
	3 雑入	1	3,491	3,492
7	市債	99,700	△4,000	95,700
	1 市債	99,700	△4,000	95,700
	歳入合計	620,273	△17,538	602,735

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	45,930	△1,500	44,430
	1 総務管理費	45,930	△1,500	44,430
2	施設管理費	174,808	△11,136	163,672
	1 維持管理費	174,808	△11,136	163,672
3	施設建設費	247,562	△4,902	242,660
	1 施設建設費	247,562	△4,902	242,660
	歳 出 合 計	620,273	△17,538	602,735

款	項	事業名	金額
3 施設建設費	1 施設建設費	農業集落排水処理施設 更新事業	千円 41,051

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 99,700	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 95,700	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し

令和3年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,526,653千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により事業勘定の翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第3条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,824千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第3表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	22,221,116	△29,142	22,191,974
	1 県補助金	22,221,115	△29,142	22,191,973
6	財産収入	1,352	△531	821
	1 財産運用収入	1,352	△531	821
7	繰入金	3,090,838	△44,253	3,046,585
	1 一般会計繰入金	2,890,838	△44,253	2,846,585
	歳入合計	32,600,579	△73,926	32,526,653

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	523,786	△34,866	488,920
	1 総務管理費	449,568	△34,866	414,702
4	保健事業費	413,822	△33,836	379,986
	1 保健事業費	39,323	△15,516	23,807
	2 特定健康診査等事業費	374,499	△18,320	356,179
5	基金積立金	1,352	△531	821
	1 基金積立金	1,352	△531	821
6	諸支出金	39,779	△4,693	35,086
	2 直営診療所勘定繰出金	8,185	△4,693	3,492
	歳 出 合 計	32,600,579	△73,926	32,526,653

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	国民健康保険システム 運用管理事業	千円 502
4 保健事業費	2 特定健康診査等 事業費	特定健康診査等事業	156

第3表 歳入歳出予算補正
歳入

国民健康保険事業（直営診療所勘定）特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	38,172	△1,111	37,061
	1 事業勘定繰入金	8,185	△4,693	3,492
	2 一般会計繰入金	29,987	3,582	33,569
	歳入合計	117,935	△1,111	116,824

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	72,763	△1,111	71,652
	1 総務管理費	72,763	△1,111	71,652
	歳出合計	117,935	△1,111	116,824

令和3年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,768,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	4,701,148	△200,000	4,501,148
	1 後期高齢者医療保険料	4,701,148	△200,000	4,501,148
	歳入合計	5,968,475	△200,000	5,768,475

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,467,220	△200,000	5,267,220
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,467,220	△200,000	5,267,220
	歳 出 合 計	5,968,475	△200,000	5,768,475

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 保健事業費	1 健康診査等事業費	後期高齢者医療 健康診査事業	千円 104

令和3年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,049,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,740,820	△21,329	4,719,491
	1 国庫負担金	4,271,257	20,593	4,291,850
	2 国庫補助金	469,563	△41,922	427,641
4	支払基金交付金	6,413,835	△22,604	6,391,231
	1 支払基金交付金	6,413,835	△22,604	6,391,231
5	県支出金	3,321,274	△10,048	3,311,226
	1 県負担金	3,191,853	14,642	3,206,495
	2 県補助金	129,421	△24,690	104,731
6	財産収入	2,564	△924	1,640
	1 財産運用収入	2,564	△924	1,640
7	繰入金	3,907,690	△40,515	3,867,175
	1 一般会計繰入金	3,766,653	△18,508	3,748,145
	2 基金繰入金	141,037	△22,007	119,030
9	諸収入	100,204	1,420	101,624
	2 雑入	98,703	1,420	100,123
	歳入合計	25,143,302	△94,000	25,049,302

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	511,508	△7,563	503,945
	3 介護認定審査会費	181,268	△7,563	173,705
2	保険給付費	22,873,481	109,854	22,983,335
	1 介護サービス等諸費	20,814,323	140,370	20,954,693
	4 特定入所者介護サービス等費	593,358	△30,516	562,842
3	地域支援事業費	962,405	△195,321	767,084
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	786,474	△190,921	595,553
	2 一般介護予防事業費	21,321	△320	21,001
	3 包括的支援事業・任意事業費	153,129	△4,080	149,049
4	基金積立金	492,775	△924	491,851
	1 基金積立金	492,775	△924	491,851
5	諸支出金	302,133	△46	302,087
	1 償還金及び還付加算金	147,282	476	147,758
	2 一般会計繰出金	154,851	△522	154,329
	歳出合計	25,143,302	△94,000	25,049,302

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 地域支援 事業費	2 一般介護予防 事業費	介護予防事業 対象者把握事業	156 千円

令和3年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）

令和3年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,321千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,545,084	9,321	1,554,405
	1 一般会計繰入金	1,503,239	9,321	1,512,560
	歳入合計	1,545,084	9,321	1,554,405

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,545,084	9,321	1,554,405
	1 継続契約集合支出	1,545,084	9,321	1,554,405
	歳出合計	1,545,084	9,321	1,554,405

令和4年第30号議案

令和3年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第1号）

令和3年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	33	6,001	6,034
	1 換地清算徴収金	33	6,001	6,034
2	繰越金	1	6,213	6,214
	1 繰越金	1	6,213	6,214
	歳入合計	34	12,214	12,248

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	1	△1	0
	1 換地清算交付金	1	△1	0
2	諸支出金	33	12,215	12,248
	1 一般会計繰出金	33	12,215	12,248
	歳 出 合 計	34	12,214	12,248

令和4年第31号議案

令和3年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	4,168	△478	3,690
	1 基金繰入金	4,168	△478	3,690
4	繰越金	1	478	479
	1 繰越金	1	478	479
	歳入合計	5,164	0	5,164

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	区有林費	2,385	0	2,385
	1 区有林費	2,385	0	2,385
	歳出合計	5,164	0	5,164

令和3年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第1款 病院事業収益	25,900,850千円	1,319,735千円	27,220,585千円
第2項 医業外収益	3,967,132千円	1,319,735千円	5,286,867千円
		支	出
第1款 病院事業費用	25,570,752千円	△128,766千円	25,441,986千円
第1項 医業費用	24,453,864千円	△140,511千円	24,313,353千円
第2項 医業外費用	748,218千円	11,745千円	759,963千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第1款 資本的収入	1,892,203千円	111,108千円	2,003,311千円
第4項 補助金	170,447千円	111,108千円	281,555千円

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主要な建設改良事業			
管路耐震化工事 事業費	3,426,350千円	△251,107千円	3,175,243千円
施設更新工事 事業費	214,237千円	△48,420千円	165,817千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	8,237,971千円	1,651,020千円	9,888,991千円
第2項 営業外収益	1,597,097千円	△20,010千円	1,577,087千円
第3項 特別利益	79,855千円	1,671,030千円	1,750,885千円
支 出			
第1款 水道事業費用	7,647,381千円	△118,960千円	7,528,421千円
第1項 営業費用	7,345,854千円	△236,890千円	7,108,964千円
第2項 営業外費用	291,102千円	117,930千円	409,032千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,751,626千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額238,403千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,013,223千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,625,820千円	△230,740千円	2,395,080千円
第1項 企業債	914,000千円	△137,000千円	777,000千円
第2項 出資金	770,668千円	61,478千円	832,146千円

第3項	工事負担金	630,894千円	△157,418千円	473,476千円
第6項	補助金	6,400千円	2,200千円	8,600千円
	支		出	
第1款	資本的支出	5,450,625千円	△303,919千円	5,146,706千円
第1項	建設改良費	3,853,968千円	△300,419千円	3,553,549千円
第2項	企業債償還金	1,396,657千円	△3,500千円	1,393,157千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	水道事業費	914,000千円	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	水道事業費	777,000	変更なし	変更なし	変更なし

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,030,320千円	△83,469千円	946,851千円

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中根 康 浩

令和3年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4） 主要な建設改良事業			
管渠施設築造工事 事業費	1,314,806千円	513,200千円	1,828,006千円
管渠施設改良工事 事業費	883,048千円	952,648千円	1,835,696千円
ポンプ施設築造工事 事業費	396,194千円	856,800千円	1,252,994千円
ポンプ施設改良工事 事業費	281,000千円	530,000千円	811,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	9,070,460千円	251,911千円	9,322,371千円
第1項 営業収益	6,145,083千円	△20,697千円	6,124,386千円
第2項 営業外収益	2,925,376千円	81,276千円	3,006,652千円
第3項 特別利益	1千円	191,332千円	191,333千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,592,244千円	△21,912千円	8,570,332千円
第1項 営業費用	7,558,440千円	△12,111千円	7,546,329千円
第2項 営業外費用	1,027,804千円	△9,801千円	1,018,003千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,729,239千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額299,813千円、過年度分損益勘定留保資金2,959,483千円並びに当年度分損益勘定留保資金469,943千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	

第1款 資本的収入	4,260,245千円	3,235,251千円	7,495,496千円
第1項 企業債	3,133,600千円	1,529,200千円	4,662,800千円
第2項 負担金	191,108千円	5,670千円	196,778千円
第3項 補助金	934,300千円	1,700,381千円	2,634,681千円
		出	
第1款 資本的支出	7,934,930千円	3,289,805千円	11,224,735千円
第1項 建設改良費	3,818,192千円	3,289,805千円	7,107,997千円
	(企業債)		

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	下水道事業費	千円 2,454,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	下水道事業費	3,983,200	変更なし	変更なし	変更なし

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	515,062千円	12,240千円	527,302千円

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中根康浩

令和4年度岡崎市一般会計予算

令和4年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,880,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 67,631,486
	1 市民税	28,175,791
	2 固定資産税	28,188,728
	3 軽自動車税	976,799
	4 市たばこ税	2,171,784
	5 鉱産税	596
	6 入湯税	387
	7 事業所税	2,832,564
	8 都市計画税	5,284,837
2 地方譲与税		961,900
	1 地方揮発油譲与税	219,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	87,900
3 利子割交付金		28,000
	1 利子割交付金	28,000
4 配当割交付金		400,000
	1 配当割交付金	400,000
5 株式等譲渡所得割交付金		265,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	265,000
6 法人事業税交付金		778,000
	1 法人事業税交付金	778,000
7 地方消費税交付金		8,961,000
	1 地方消費税交付金	8,961,000

款	項	金額
		千円
8	ゴルフ場利用税交付金	86,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	86,000
9	自動車取得税交付金	1
	1 自動車取得税交付金	1
10	環境性能割交付金	264,000
	1 環境性能割交付金	264,000
11	地方特例交付金	486,010
	1 地方特例交付金	483,677
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	2,333
12	地方交付税	50,000
	1 地方交付税	50,000
13	交通安全対策特別交付金	60,375
	1 交通安全対策特別交付金	60,375
14	分担金及び負担金	1,162,766
	1 負担金	1,162,766
15	使用料及び手数料	1,809,627
	1 使用料	1,229,312
	2 手数料	580,315
16	国庫支出金	19,748,750
	1 国庫負担金	16,108,431
	2 国庫補助金	3,559,932
	3 委託金	80,387
17	県支出金	8,968,715

款	項	金額
		千円
	1 県負担金	5,643,164
	2 県補助金	2,311,279
	3 委託金	997,600
	4 県交付金	16,672
18	財産収入	840,641
	1 財産運用収入	218,166
	2 財産売払収入	622,475
19	寄附金	246,832
	1 寄附金	246,832
20	繰入金	7,455,130
	1 特別会計繰入金	156,830
	2 基金繰入金	7,298,300
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	4,508,766
	1 延滞金及び過料	100,001
	2 市預金利子	2,388
	3 貸付金元利収入	919,601
	4 受託事業収入	108,779
	5 雑入	3,377,997
23	市債	3,167,000
	1 市債	3,167,000
	歳 入 合 計	127,880,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 692,261
	1 議会費	692,261
2 総務費		11,765,502
	1 総務管理費	7,547,524
	2 総務諸費	2,056,904
	3 徴税費	1,139,337
	4 戸籍住民基本台帳費	584,971
	5 選挙費	312,264
	6 統計調査費	35,916
	7 監査委員費	88,586
3 民生費		51,173,701
	1 社会福祉費	12,734,329
	2 老人福祉費	10,301,415
	3 児童福祉費	24,079,066
	4 生活保護費	4,058,888
	5 災害救助費	3
4 衛生費		16,739,960
	1 保健衛生費	7,844,099
	2 衛生諸費	3,353,450
	3 環境費	805,397
	4 清掃費	4,737,014
5 労働費		89,026
	1 労働諸費	89,026

款	項	金額
6	農林業費	1,661,362
	1 農業費	585,613
	2 農業基盤整備費	656,596
	3 林業費	419,153
7	商工費	3,465,073
	1 商工費	3,465,073
8	土木費	16,850,858
	1 土木管理費	1,242,582
	2 交通安全対策費	360,106
	3 道路橋りょう費	3,480,921
	4 河川費	490,734
	5 都市計画費	6,296,174
	6 公園緑地費	2,387,754
	7 土地区画整理費	1,275,882
	8 住宅費	1,316,705
9	消防費	4,436,965
	1 消防費	4,436,965
10	教育費	13,482,191
	1 教育総務費	2,805,850
	2 小学校費	1,894,528
	3 中学校費	1,063,541
	4 学校教育費	4,124,261
	5 社会教育費	2,990,956

款	項	金 額
	6 保健体育費	千円 603,055
11 災害復旧費		75,000
	1 公共土木施設災害復旧費	30,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	20,000
12 公債費		7,348,099
	1 公債費	7,348,099
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	127,880,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	8 住宅費	市営住宅建設事業 (平地荘外構)	千円 184,811	令和4年度	千円 8,470
				令和5年度	176,341

事 項	期 間	限 度 額
会議録作成に要する経費	令和5年度	千円 501
財務会計システム更新に要する経費	令和5年度	131,986
総合収納システム改修に要する経費	令和5年度	8,687
市民税等資料処理に要する経費	令和5年度	3,251
市民税当初賦課データ入力等に要する経費	令和5年度	862
個人住民税税額通知書等印字封入封緘に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	17,452
軽自動車税納税通知書等印字封入封緘に要する経費	令和5年度	2,544
土地家屋経年異動判読及び地番図家屋図修正に要する経費	令和5年度	61,248
督促状等印字封入封緘に要する経費	令和5年度	8,977
公園等照明灯具の賃借に要する経費	令和5年度から 令和14年度まで	112,021

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和5年度から 令和19年度まで	<p style="text-align: right;">千円</p> 岡崎市環境対策資金融資あつせん資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受けた者が、その償還期限後一定の日時を経過しても償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和5年度	平成20年度から平成22年度において岡崎市中小企業事業資金の不況対策資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受け、かつ同協会が期間延長に伴う条件変更に応じた者が、償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和5年度から 令和19年度まで	千円 岡崎市中小企業事業資金の経営改善資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受けた者が、その償還期限後一定の日時を経過しても償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額
岡崎城の展示改装に要する経費	令和5年度	15,000
家康館の展示改装に要する経費	令和5年度	49,500
中根橋（砂川）整備に要する経費	令和5年度	51,096
若松線土地賃借に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	650
（仮）岡崎市西部学校給食センター 整備及び維持管理に要する経費	令和6年度から 令和21年度まで	4,347,242千円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額
学校給食配送（東部学校給食センター）に要する経費	令和5年度	16,337
学校給食配送（西部及び南部学校給食センター）に要する経費	令和5年度	17,638

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費管理システム開発 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	千円 55,562
図書館システム周辺機器等保守 に 要 す る 経 費	令 和 5 年 度	12,292
岡崎市土地開発公社による公共用地 の 先 行 取 得 に 要 す る 経 費	令和4年度から 令和9年度まで	5,697,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける 金 融 機 関 に 対 す る 債 務 保 証	令和4年度から 令和5年度まで	5,400,000

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民会館整備事業費	16,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
岡崎げんき館整備事業費	62,000			
水道事業費	398,000			
おかざき自然体験の森整備事業費	11,000			
清掃運搬施設整備事業費	14,000			
公衆便所整備事業費	14,000			
県営かんがい排水事業費	2,000			
県営ため池整備事業費	12,000			
県営経営体育成基盤整備事業費	10,000			
林道整備事業費	6,000			
交通安全施設整備事業費	16,000			
道路整備事業費	697,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	192,000			
景観環境まちづくり推進事業費	33,000			
都市計画道路整備事業費	121,000			
公園整備事業費	156,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	29,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	443,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	千円 240,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	324,000			
小 学 校 校 舎 改 修 事 業 費	6,000			
小 学 校 校 舎 建 設 事 業 費	51,000			
美 術 博 物 館 整 備 事 業 費	314,000			
計	3,167,000			

令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和4年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ910,241千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	使用料及び手数料	6
	1 使用料	6
2	財産収入	1
	1 財産売払収入	1
3	繰入金	407,233
	1 一般会計繰入金	407,233
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	市債	503,000
	1 市債	503,000
	歳 入 合 計	910,241

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 38
	1 総務管理費	38
2 工業団地造成費		593,656
	1 工業団地造成費	593,656
3 公債費		316,047
	1 公債費	316,047
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		910,241

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	<p style="text-align: right;">千円</p> 503,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	11,656
	1 分担金	1,656
	2 負担金	10,000
2	使用料及び手数料	105,814
	1 使用料	105,813
	2 手数料	1
3	県支出金	107,392
	1 県補助金	107,392
4	繰入金	253,715
	1 一般会計繰入金	253,715
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	2,900
	1 延滞金及び過料	1
	2 貸付金元金収入	1
	3 雑入	2,898
7	市債	61,400
	1 市債	61,400
	歳 入 合 計	542,878

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 38,903
	1 総務管理費	38,903
2 施設管理費		171,015
	1 維持管理費	171,015
3 施設建設費		182,757
	1 施設建設費	182,757
4 公債費		148,901
	1 公債費	148,901
5 諸支出金		802
	1 貸付金	802
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		542,878

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 61,400	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業勘定の歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,811,255千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(事業勘定の歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(直営診療所勘定の歳入歳出予算)

第3条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,564千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	7,418,984
	1 国民健康保険料	7,418,984
2	一部負担金	2
	1 一部負担金	2
3	使用料及び手数料	22
	1 手数料	22
4	国庫支出金	203
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	202
5	県支出金	23,168,936
	1 県補助金	23,168,935
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	1,357
	1 財産運用収入	1,357
7	繰入金	3,167,682
	1 一般会計繰入金	2,867,682
	2 基金繰入金	300,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	54,068
	1 延滞金・加算金及び過料	25,846
	2 雑入	28,222
	歳入合計	33,811,255

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 521,498
	1 総務管理費	449,156
	2 徴収費	71,701
	3 運営協議会費	411
	4 趣旨普及費	230
2 保険給付費		22,972,342
	1 療養諸費	20,067,681
	2 諸給付費	2,904,661
3 国民健康保険事業費納付金		9,864,295
	1 医療給付費分	6,679,724
	2 後期高齢者支援金等分	2,298,494
	3 介護納付金分	886,077
4 保健事業費		413,061
	1 保健事業費	31,162
	2 特定健康診査等事業費	381,899
5 基金積立金		1,357
	1 基金積立金	1,357
6 諸支出金		37,702
	1 償還金及び還付加算金	29,602
	2 直営診療所勘定繰出金	8,100
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	33,811,255

第2表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	70,674
	1 外来診療収入	63,307
	2 その他診療収入	7,367
2	使用料及び手数料	308
	1 手数料	308
3	県支出金	1,402
	1 県補助金	1,402
4	繰入金	24,069
	1 事業勘定繰入金	8,100
	2 一般会計繰入金	15,969
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	110
	1 雑入	110
	歳 入 合 計	96,564

歳出

款	項	金額
1 総務費		53,811
	1 総務管理費	53,811
2 医業費		42,253
	1 医業費	42,253
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		96,564

令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,199,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	4,848,260
	1 後期高齢者医療保険料	4,848,260
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	976,118
	1 一般会計繰入金	976,118
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	375,115
	1 延滞金・加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	7,361
	3 受託事業収入	342,239
	4 雑入	24,865
	歳 入 合 計	6,199,495

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 118,826
	1 総務管理費	100,290
	2 徴収費	18,536
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,660,220
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,660,220
3 保健事業費		413,088
	1 健康診査等事業費	413,088
4 諸支出金		7,361
	1 償還金及び還付加算金	7,361
	歳 出 合 計	6,199,495

令和4年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和4年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,238,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	6,182,855
	1 介護保険料	6,182,855
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	4,853,215
	1 国庫負担金	4,351,567
	2 国庫補助金	501,648
4	支払基金交付金	6,561,142
	1 支払基金交付金	6,561,142
5	県支出金	3,414,673
	1 県負担金	3,285,574
	2 県補助金	129,099
6	財産収入	3,310
	1 財産運用収入	3,310
7	繰入金	4,122,449
	1 一般会計繰入金	3,864,631
	2 基金繰入金	257,818
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	100,399
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	98,898
	歳入合計	25,238,054

歳出

款	項	金額
1 総務費		514,144
	1 総務管理費	307,194
	2 徴収費	18,201
	3 介護認定審査会費	186,621
	4 趣旨普及費	2,128
2 保険給付費		23,598,401
	1 介護サービス等諸費	21,422,481
	2 介護予防サービス等諸費	804,057
	3 高額介護サービス等費	666,011
	4 特定入所者介護サービス等費	692,255
	5 その他諸費	13,597
3 地域支援事業費		965,698
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	769,052
	2 一般介護予防事業費	30,482
	3 包括的支援事業・任意事業費	164,791
	4 その他諸費	1,373
4 基金積立金		3,310
	1 基金積立金	3,310
5 諸支出金		155,501
	1 償還金及び還付加算金	4,006
	2 一般会計繰出金	151,495
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		25,238,054

令和4年第41号議案

令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和4年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,516,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
		1,516,919
	1 一般会計繰入金	1,475,089
	2 特別会計繰入金	41,830
歳 入 合 計		1,516,919

歳出

款	項	金額
1	継続契約集合支出	1,516,919
	1 継続契約集合支出	1,516,919
	歳 出 合 計	1,516,919

令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和4年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	101,460
	1 外来診療収入	92,502
	2 その他診療収入	8,958
2	使用料及び手数料	487
	1 使用料	76
	2 手数料	411
3	県支出金	1,300
	1 県補助金	1,300
4	繰入金	2,946
	1 一般会計繰入金	2,946
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	37
	1 雑入	37
	歳 入 合 計	106,231

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 50,029
	1 総務管理費	50,029
2 医業費		54,451
	1 医業費	54,451
3 公債費		1,251
	1 公債費	1,251
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		106,231

令和4年第43号議案

令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和4年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,145千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	84,512
	1 外来診療収入	84,512
2	使用料及び手数料	356
	1 手数料	356
3	繰入金	142,380
	1 一般会計繰入金	142,380
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	8,896
	1 受託事業収入	365
	2 雑入	8,531
	歳入合計	236,145

歳出

款	項	金額
1 総務費		170,946
	1 総務管理費	170,946
2 医業費		27,868
	1 医業費	27,868
3 施設整備費		36,830
	1 施設整備費	36,830
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		236,145

令和4年第44号議案

令和4年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和4年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	換地清算金収入	1
	1 換地清算徴収金	1
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	2

歳出

款	項	金額
		千円
1	換地清算金	1
	1 換地清算交付金	1
2	諸支出金	1
	1 一般会計繰出金	1
	歳 出 合 計	2

令和4年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,672千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	事業収入	20,429
	1 貸付金元利収入	20,429
2	繰入金	3,074
	1 一般会計繰入金	3,074
3	繰越金	6,168
	1 繰越金	6,168
4	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	29,672

歳出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,619
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,619
2	公債費	9,719
	1 公債費	9,719
3	諸支出金	5,334
	1 一般会計繰出金	5,334
	歳 出 合 計	29,672

令和4年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和4年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,703千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	851
	1 財産運用収入	850
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	4,712
	1 基金繰入金	4,712
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	138
	1 雑入	138
	歳 入 合 計	5,703

歳出

款	項	金額
		千円
1	管理会費	2,480
	1 管理会費	2,480
2	総務費	788
	1 総務管理費	788
3	区有林費	2,335
	1 区有林費	2,335
4	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	5,703

令和4年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和4年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	1,080
	1 財産運用収入	1,079
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	279
	1 基金繰入金	279
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,362

歳出

款	項	金額
1 管理会費		千円 794
	1 管理会費	794
2 総務費		10
	1 総務管理費	10
3 区有林費		508
	1 区有林費	508
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		1,362

令和4年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	一 般 病 床	680	床
(2) 年 間 患 者 数	入	院	外 来	187,975	人
				288,198	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入	院	外 来	515	人
				1,186	人
(4) 主要な建設改良事業	建 設 改 良 費	事 業 費		464,420	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			24,403,056 千円
第1項 医業収益			21,564,232 千円
第2項 医業外収益			2,419,655 千円
第3項 特別利益			419,169 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			24,907,880 千円
第1項 医業費用			24,170,960 千円
第2項 医業外費用			716,122 千円
第3項 特別損失			17,798 千円
第4項 予備費			3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,256,993千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,005千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,563千円、過年度分資本的収支留保資金323,127千円並びに過年度分損益勘定留保資金930,298千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1,536,232 千円
第1項 他会計負担金			742,480 千円

第2項	固定資産収入	1	千円
第3項	投資償還金収入	400,840	千円
第4項	企業債	392,700	千円
第5項	補助金	211	千円
支 出			
第1款	資本的支出	2,793,225	千円
第1項	建設改良費	1,008,209	千円
第2項	投資	3,000	千円
第3項	企業債償還金 (企業債)	1,782,016	千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備改修 事業費	千円 392,700	普通貸借	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

11,918,388 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
器 械 備 品	血管造影エックス線診断装置	一	式
	内 視 鏡 シ ス テ ム	一	式
	手 術 用 顕 微 鏡	一	式

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		168,020	戸
(2) 年間総給水量		42,245,000	m ³
(3) 1日平均給水量		115,740	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事	事業費	3,786,093 千円
	施設更新工事	事業費	419,969 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		8,212,658	千円
第1項 営業収益		7,176,959	千円
第2項 営業外収益		1,035,697	千円
第3項 特別利益		2	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		7,131,582	千円
第1項 営業費用		6,863,299	千円
第2項 営業外費用		257,683	千円
第3項 特別損失		4,600	千円
第4項 予備費		6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,075,259千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額314,060千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,261,199千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		2,846,882	千円
第1項 企業債		1,103,000	千円
第2項 出資金		859,381	千円
第3項 工事負担金		509,412	千円

第4項	分 担 金	275,276	千円
第5項	他 会 計 負 担 金	46,062	千円
第6項	補 助 金	53,750	千円
第7項	固定資産売却代金	1	千円
支 出			
第1款	資 本 的 支 出	5,922,141	千円
第1項	建 設 改 良 費	4,431,385	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,390,756	千円
第3項	投 資	100,000	千円
(企業債)			

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 1,103,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職 員 給 与 費	923,163	千円
-----	-----------	---------	----

(2) 交 際 費

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、82,000千円と定める。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		146,700	戸
(2) 年間総処理水量		40,703,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		111,515	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠施設築造工事	事業費	972,700 千円
	管渠施設改良工事	事業費	832,253 千円
	ポンプ施設築造工事	事業費	102,970 千円
	ポンプ施設改良工事	事業費	222,339 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		9,330,217	千円
第1項 営業収益		6,260,600	千円
第2項 営業外収益		3,069,616	千円
第3項 特別利益		1	千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用		8,773,951	千円
第1項 営業費用		7,816,202	千円
第2項 営業外費用		951,749	千円
第3項 特別損失		3,000	千円
第4項 予備費		3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,866,508千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,487千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209,289千円、過年度分損益勘定留保資金3,022,683千円並びに当年度分損益勘定留保資金584,049千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		3,411,645	千円

第1項	企業債	2,705,000	千円
第2項	負担金	140,122	千円
第3項	補助金	565,621	千円
第4項	貸付金償還金収入	902	千円
支 出			
第1款	資本的支出	7,278,153	千円
第1項	建設改良費	3,071,227	千円
第2項	企業債償還金	4,201,926	千円
第3項	投資	5,000	千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道台帳システム等の構築に要する経費	令和5年度	千円 14,982
下水道事業100周年史の作成に要する経費	令和5年度	5,456
雨水ポンプ場の改築に要する経費 (赤渋雨水ポンプ場)	令和5年度	205,960

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 2,058,700	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低
資本費平準化債	646,300			

				利債に借換えすることが できる。
--	--	--	--	---------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	498,964 千円
(2) 交際費	80 千円

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中根康浩